

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法

目次

- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 子ども・子育て支援給付
- 第三節 妊婦のための支援給付
- 第四節 子どものための現金給付（第九条・第十条）
- 第五節 妊婦給付認定等（第十条の八～第十条の十一）
- 第六節 妊婦支援給付金の支給（第十条の十二～第十条の十五）
- 第七節 子どものための教育・保育給付
- 第八節 教育・保育給付認定等（第十九条～第二十六条）
- 第九節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条～第三十条）
- 第十節 子育てのための施設等利用給付
- 第十一節 乳児等のための支援給付
- 第十二節 通則（第三十条の二・第三十条の三）
- 第十三節 施設等利用給付認定等（第三十条の四～第三十条の十）
- 第十四節 施設等利用費の支給（第三十条の十一）
- 第十五節 乳児等のための支援給付
- 第十六節 通則（第三十条の十二・第三十条の十三）
- 第十七節 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等
- 第十八節 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者
- 第十九節 特定教育・保育施設（第三十一条～第三十三条）
- 第二十節 特定乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給（第三十条の二十・第三十条の二十一）
- 第二十一節 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等（第三十条の十四～第三十条の十九）
- 第二十二節 特定乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給（第三十条の二十・第三十条の二十一）
- 第二十三節 特定乳児等支援事業（第五十五条～第五十七条）
- 第二十四節 業務管理体制の整備等（第五十五条～第五十七条）
- 第二十五節 教育・保育等に関する情報の報告及び公表（第五十八条）
- 第二十六節 特定子ども・子育て支援施設等（第五十八条の二～第五十八条の十二）
- 第二十七節 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）
- 第二十八節 第四章の二 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）
- 第二十九節 第四章の三 働き方等の多様化に対応した子育て支援事業（第五十九条の三）
- 第三十節 第五章 地域子ども・子育て支援事業計画（第六十条～第六十四条）
- 第三十一節 第六章 費用等
- 第三十二節 第一節 費用の支弁等（第六十五条～第六十八条の二）
- 第三十三節 第二節 報出金の徴収等（第六十九条～第七十一条）
- 第三十四節 第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等（第七十二条～第七十三条）
- 第三十五節 第四款 通則（第七十一条の二）
- 第三十六節 第一款 第二款 第三款 第四款

第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等（第七十一条の十四～第七十一

条の二十五）

第六款 子ども・子育て支援特別公債の発行等（第七十一条の二十六～第七十一条の二十八）

第七款 雑則（第七十一条の二十九・第七十一条の三十）

第七章 市町村等における合議制の機関（第七十二条）

第八章 雑則（第七十三条～第七十七条）

第九章 罰則（第七十七条の二～第八十二条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もつて一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義務的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他のこの法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働

者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行なう者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二

条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。)であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。)

二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号口を除く。)、第五十九条第三号口及び第六章において同じ。)

三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ハ 第五十九条の二第二項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であつて、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対するもの)を提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。)イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するもの)を除く。)

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

11 この法律において「乳児等通園支援」とは、児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業として行なう同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者の面談及び当該保護者への援助をいう。

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付とする。

第九条 子どものための現金給付は、児童手当(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)に規定する児童手当をいう。以下同じ。)の支給とする。

第十条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

第三節 妊婦のための支援給付

第一款 通則

(妊娠のための支援給付)

第十条の二 妊婦のための支援給付は、妊婦支援給付金の支給とする。

第十条の三 市町村は、妊婦のための支援給付を行うに当たつては、妊婦支援給付金の支給と児童福祉法第六条の三第二十二項に規定する妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。

(不正利得の徴収)

第十条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により妊婦のための支援給付を受けた者があるときは、その者から、その妊婦のための支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の三
第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第十条の五 市町村は、妊婦のための支援給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、妊婦若しくはその配偶者若しくは妊婦の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に質問させることができる。

第十条の六 妊婦のための支援給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（租税その他の公課の禁止）

第十条の七 租税その他の公課は、妊婦のための支援給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

（支給要件）

第十条の八 妊婦のための支援給付は、妊婦であつて、日本国内に住所を有するものに対して行う。

（市町村の認定等）

第十条の九 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定（以下「妊婦給付認定」という。）は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。（妊婦給付認定の取消し）

第十条の十 妊婦給付認定を受けた者は（以下「妊婦給付認定者」という。）が当該市町村の区内に住所地を有するに至つたと認めるときその他政令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

（内閣府令への委任）

第十条の十一 この款に定めるもののほか、妊婦給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 妊婦支援給付金の支給

（妊婦支援給付金の支給）

第十条の十二 市町村は、妊婦給付認定者に対し、妊婦支援給付金を支給する。

2 妊婦支援給付金の額は、当該妊婦給付認定者の胎児の数に一を加えた数に五万円を乗じて得た額とする。

3 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となつた妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が市町村から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。（届出等）

第十条の十三 妊婦給付認定者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 市町村は、他の市町村に対し、妊婦支援給付金の支給のため必要な情報の提供を求めることができる。

（妊婦支援給付金の支払方法）

第十条の十四 妊婦支援給付金のうち、五万円は妊婦給付認定後遅滞なく、第十条の十二第二項の規定により算定した額から五万円を控除した額は当該妊婦給付認定者の胎児の数についての前条

第一項の規定による届出があつた日以後に支払うものとする。ただし、第十条の十二第三項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、同項の規定により算定した額を当該届出があつた日以後に支払うものとする。

2 妊婦支援給付金は、現金その他確実な支払の方法で内閣府令で定めるものにより支払うものとする。

（内閣府令への委任）

第十条の十五 この款に定めるもののほか、妊婦支援給付金の支給に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

（内閣府令への委任）

第四節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

（子どものための教育・保育給付）

第十二条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十二条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（報告等）

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（報告）

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行ふ者若しくはこれを使用者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該教育・保育を行ふ施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（報告徴収及び立入検査）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であつた者に対し、當該職員に質問させ、若しくは当該教育・保育を行ふ施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は當該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるとときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた教育・保育に関して、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は當該職員に關係者に對して質問させることができ。

(資料の提供等)

第十六条 市町村は、子どものための教育・保育給付に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもとの保護者又は小学校就学前子どもとの扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する扶養義務者をいう。附則第六条において同じ。)の資産又は収入の状況につき官公署に對し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行・信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもとの保護者の雇用主その他の關係人に報告を求めることができる。

第十七条 第十条の六及び第十条の七の規定は、子どものための教育・保育給付について準用する。

第十八条 削除

第二款 教育・保育給付認定等

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもとの保護者に対し、そとの小学校就学前子どもとの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

(70)

(71)

(72)

(73)

(74)

(75)

(76)

(77)

(78)

(79)

(80)

(81)

(82)

(83)

(84)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(91)

(92)

(93)

(94)

(95)

(96)

(97)

(98)

(99)

(100)

(101)

(102)

(103)

(104)

(105)

(106)

(107)

(108)

(109)

(110)

(111)

(112)

(113)

(114)

(115)

(116)

(117)

(118)

(119)

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

(145)

(146)

(147)

(148)

(149)

(150)

(151)

(152)

(153)

(154)

(155)

(156)

(157)

(158)

(159)

(160)

(161)

(162)

(163)

(164)

(165)

(166)

(167)

(168)

(169)

(170)

(171)

(172)

(173)

(174)

(175)

(176)

(177)

(178)

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

(189)

(190)

(191)

(192)

(193)

(194)

(195)

(196)

(197)

(198)

(199)

(200)

(201)

(202)

(203)

(204)

(205)

(206)

(207)

(208)

(209)

(210)

(211)

(212)

(213)

(214)

(215)

(216)

(217)

(218)

(219)

(220)

(221)

(222)

(223)

(224)

(225)

(226)

(227)

(228)

(229)

(230)

(231)

(232)

(233)

(234)

(235)

(236)

(237)

(238)

(239)

(240)

(241)

(242)

(243)

(244)

(245)

(246)

(247)

(248)

(249)

(250)

(251)

(252)

(253)

(254)

(255)

(256)

(257)

(258)

(259)

(260)

(261)

(262)

(263)

(264)

(265)

(266)

(267)

(268)

(269)

(270)

(271)

(272)

(273)

(274)

(275)

(276)

(277)

(278)

(279)

(280)

(281)

(282)

(283)

(284)

(285)

(286)

(287)

(288)

(289)

(290)

(291)

一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に關し、

その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう)、児童相談所又は保健所による技術的・事項についての協力その他の市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定の有効期間内において、必要があると認めるときは、内閣府令で定める。

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定める

6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があつたときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準(特定教育・保育の取扱いに關する部分に限る)に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特例施設型給付費の支給)

第二十九条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

一 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。

二 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から特別利用保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る)又は幼稚園において受ける教育に限り、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに該当する教育・保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る)を受けていたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る)。

三 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から特別利用教育(教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ)を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(当該額が零を下回る場合には、零とする)を基準として市町村が定める額(当該額が零を下回る場合には、零とする)を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする)。

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする)。

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付

4 内閣総理大臣は、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令並びに前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聽かなければならない。

として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令並びに前項第一号及び第四号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地型保育給付費の請求に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則

（子育てのための施設等利用給付）

第三十条の二 子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする。

（準用）

第三十条の三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二款 施設等利用給付認定等

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るもの）を除く。次条第七項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用する小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子どもも・子育て支援の利用について行う。

一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するもの）を除く。）

二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十一条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

三 满三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下に規定する特定子ども・子育て支援のあつた月の属する年度（政令で定める場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項

第一号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

（市町村の認定等）

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前

どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならぬ。

二 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないときは、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

三 市町村は、施設等利用給付認定を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。

四 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

五 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病的状況の調査に日時を要することその他特別な理由がある場合には、当該申請のあつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

六 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないと、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

七 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかるわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

一 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子どもも

二 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限る。）又は満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。）前条第三号に掲げる小学校就学前子どもも

（施設等利用給付認定の変更）

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病的状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣

- 府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。
- 2 市町村は、前項の規定による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。
- 3 第三十条の五第二項から第六項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満三歳に達する日以後の最初の三月三十日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他の必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行なうことができる。
- 5 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- （施設等利用給付認定の取消し）
- 第三十条の九 施設等利用給付認定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。
- 1 当該施設等利用給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- 2 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。
- 3 その他政令で定めるとき。
- 2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。
- （内閣府令への委任）
- 第三十条の十 この款に定めるもののほか、施設等利用給付認定の申請その他の手続に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
- 第三款 施設等利用費の支給
- 第三十条の十一 市町村は、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。
- 1 認定こども園 第三十条の四各号に掲げる小学校就学前子ども
- 2 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上のものに限る。）
- 3 第七条第十項第四号から第八号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども
- （乳児等支援給付認定の有効期間）
- 第三十条の十六 乳児等支援給付認定は、当該乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子ども（以下「乳児等支援給付認定子ども」という。）が満三歳に達する日の前日まで効力を有する。

- （乳児等支援給付認定の変更）
- 第三十条の十七 乳児等支援給付認定保護者は、第三十条の十五第三項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、内閣府令で定める届出書に乳児等支援支給認定証を添付して行なうものとする。
- （支援提供者）として当該施設等利用給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設等利用給付認定保護者に代わり、当該特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、施設等利用給付認定保護者に対し施設等利用費の支給があつたものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、施設等利用費の支給に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
- 第六節 乳児等のための支援給付
- 第一款 通則
- （乳児等のための支援給付）
- 第三十条の十三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、乳児等のための支援給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 第二款 乳児等支援給付認定等
- （支給要件）
- 第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども）（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号への政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の一第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子ども第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。
- （市町村の認定等）
- 第三十条の十五 支給対象小学校就学前子ども保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならぬ。
- 2 前項の認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）は、支給対象小学校就学前子ども保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、当該支給対象小学校就学前子どもが居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、当該支給対象小学校就学前子ども保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 市町村は、乳児等支援給付認定を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「乳児等支援支給認定証」という。）を交付するものとする。
- （乳児等支援給付認定の有効期間）
- 第三十条の十六 乳児等支援給付認定は、当該乳児等支援給付認定に係る支給対象小学校就学前子ども（以下「乳児等支援給付認定子ども」という。）が満三歳に達する日の前日まで効力を有する。
- （乳児等支援給付認定の変更）
- 第三十条の十七 乳児等支援給付認定保護者は、第三十条の十五第三項の内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、内閣府令で定める届出書に乳児等支援支給認定証を添付して行なうものとする。

(乳児等支援給付認定の取消し)

第三十条の十八 乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

一 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 乳児等支援給付認定保護者が前条第一項の規定に違反したとき。

四 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援支給認定証の返還を求めるものとする。

(内閣府令への委任)

第三十条の十九 この款に定めるもののほか、乳児等支援給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給

(乳児等支援給付費の支給)

第三十条の二十 市町村は、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下この款において「特定乳児等通園支援事業者」という。）の行う第五十四条の二第一項の確認に係る乳児等通園支援（以下この款、第六十二条第二項第五号及び第七十二条第一項第三号において「特定乳児等通園支援」という。）を利用したときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費を支給するものとする。

2 特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定乳児等通園支援事業者に乳児等支援給付認定証を提示するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 乳児等支援給付費の額は、一月につき、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘査して算定される一時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘査して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該一時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が十時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘査して内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額とする。

4 内閣総理大臣は、前項の基準又は内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

5 乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用したときは、市町村は、当該乳児等支援給付認定保護者が当該特定乳児等通園支援の取扱いに関する部分に限る。に照らして審査の上、支払うものとする。

6 前項の規定による支払があつたときは、乳児等支援給付費の支給に關し必要な事項は、内閣府令で定められたものとみなす。

7 市町村は、特定乳児等通園支援事業者から乳児等支援給付費の請求があつたときは、第三項の基準及び第五十四条の三において準用する第四十六条第二項の市町村の条例で定める基準（特定乳児等通園支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、乳児等支援給付費の支給に關し必要な事項は、内閣府令で定められたものとみなす。

(特例乳児等支援給付費の支給)

第三十条の二十一 乳児等支援給付認定保護者は、第三十条の十五第一項の規定による申請（以下この項及び次項において「申請」という。）をした日から当該乳児等支援給付認定の効力が生じる。

た日の前日までの間（以下この項及び次項において「申請中期間」という。）に当該申請に係る支給対象小学校就学前子どもについて特定乳児等通園支援を利用した場合であつて、申請中期間に特定乳児等通園支援を利用することができないと認められる事由として内閣府令で定めるものがあるときは、特定乳児等通園支援に要した費用について、特例乳児等支援給付費の支給を受けることができる。

2 特例乳児等支援給付費の額は、前条第三項の基準により算定した一時間当たりの費用の額（その額が現に当該特定乳児等通園支援に要した一時間当たりの費用の額を超えるときは、当該額）に乳児等支援給付認定保護者が申請中期間に申請に係る支給対象小学校就学前子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（同項の内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額とする。

3 前条第五項から第七項までの規定は、特例乳児等支援給付費の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項に定めるもののほか、特例乳児等支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三章 特定教育・保育施設の確認

特定子ども・子育て支援施設等

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者

第一節 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設

第三十二条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

4 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。

5 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

6 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

- 第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第三項及び第五十八条の三第一項において「児童福祉施設」という）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学校就学前子どもが受けられる状況その他の事情に応じ、効果的に行なうよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する特定教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

- 第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。
- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第一百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。（以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）である場合に限る。）
- 二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（第五十八条の四第一項第二号及び第三号並びに第五十八条の九第一項において「設置基準」という。）（幼稚園に係るものに限る。）
- 三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものと除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。）
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行なう場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。
- 一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第一号において同じ。）
- 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもとの適切な待遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもとの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一日以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に對し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一日以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に對し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 10 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定められたところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 11 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退することができる。
- 12 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定められたところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 13 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行なうことができる。
- 14 特定教育・保育施設の設置者は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行なうことができる。
- 15 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行なうことができる。
- 16 特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であつた者若しくは特定教育・保育施設の職員であつた者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定

教育・保育施設の設置者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関する場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行つてない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。

三 市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしてないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

四 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

五 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、そなければならない。（確認の取消し等）

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなつたと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行つた都道府県知事、指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなつたとき。

四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があつたとき。

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求めるために応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかななる名称を有する者であるかを問わず、法人に対する業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

二 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準する日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。（公示）

第四十一条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十七条第一項の確認をしたとき。

二 第三十六条の規定による第二十七条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあつせん及び要請）

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあつた場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定保護者の教育・保育に係る希望、当該教育・保育給付認定子ども養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該教育・保育給付認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあつせんを行つとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該教育・保育給付認定子ども利用の要請を行うものとする。

二 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあつせん及び要請に対し、協力し施設の運営をすることができなくなつたと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行つた都道府県知事、指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなつたとき。

第二款 特定地域型保育事業者

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業

- 所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。（及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。
- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行なう事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。（特定地域型保育事業者の確認の変更）
- 第四十四条** 特定地域型保育事業者は、利用定員（第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするとときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。（特定地域型保育事業者の責務）
- 第四十五条** 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもとの総数が、その利用定員の総数を超える場合には、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
- 3 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供することにより、市町村・教育・保育施設・児童相談所・児童福祉施設・教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもに置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行なうよう努めなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。（特定地域型保育事業の基準）

- 第四十六条** 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参照するものとする。
- 一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。第七十二条第一項第二号において同じ。）
- 二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもに適切な待遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、特定地域型保育の取扱いに関する部分についてこども家庭審議会の意見を聽かなければならない。
- 5 特定地域型保育事業者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第十八条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始

- 日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。（変更の届出等）
- 第四十七条** 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。（確認の辞退）

- 第四十八条** 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を辞退することができる。（市町村長等による連絡調整又は援助）
- 第四十九条** 市町村長は、特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。
- 2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行なう場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行なうことができる。
- 3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行なう場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行なうことができる。

- 第五十条** 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。（報告徵収及び立入検査）
- 第五十一条** 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。
- 一 地域型保育事業の認可基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行なう者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

- 二 第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従つて、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合、当該基準を遵守すること。
- 三 第四十六条第五項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行つてない場合、当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 (確認の取消し等)
- 第五十二条** 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第五項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなつたとき。
- 三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従つて地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなつたとき。
- 四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があつたとき。
- 五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十二 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。
- (公示)
- 第五十三条** 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るともに、これを公示しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の確認をしたとき。
- 二 第四十八条の規定による第二十九条第一項の確認の辞退があつたとき。
- 三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。
- (市町村によるあつせん及び要請)
- 第五十四条** 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあつた場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあつせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあつせん及び要請に対し、協力しなければならない。
- 第三款 特定乳児等通園支援事業者**
- (特定乳児等通園支援事業者の確認)
- 第五十四条の二** 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- 1 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 2 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。
- (準用)
- 第五十四条の三** 第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 第四款 業務管理体制の整備等**
- (業務管理体制の整備等)
- 第五十五条** 特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第三十三条第六項又は第四十五条第五項（前条において準用する場合を含む。）に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
- 1 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
- 2 その確認に係る全ての教育・保育施設、地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）又は乳児等通園支援事業所が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長
- 3 前項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行つた同項各号に定める都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

- 4 第二項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行つた市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行つた市町村長等にも届け出なければならない。
- 5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。
 (報告徴収及び立入検査)
- 第五十六条** 前条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行つた特定教育・保育提供者(同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く)における同条第一項の規定による業務管理体制の整備を行つた特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他の内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。)を教育・保育を提供する施設又は学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。(以下同じ。)を、教育・保育等を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県事務に報告しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五ヶ月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他の内閣府令で定める事項をいふ。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。)を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県事務に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容(特定教育・保育施設設置者等経営情報にあつては、職員の待遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもが適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するため公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 7 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対し前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第六項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 9 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもが適切かつ円滑に教育・保育等を受けさせる機会に資するため、教育・保育等の質及び教育・保育等を担当する職員に関する情報(教育・保育等情報に該当するものと除く。)であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認)

第二節 特定子ども・子育て支援施設等

- 2 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が第一項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く)が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費若しくは乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- 3 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が第一項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く)が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費若しくは乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定め、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- 4 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が第一項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く)が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費若しくは乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定め、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- 5 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が第一項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く)が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費若しくは乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定め、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

第五款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表

- 第五十八条** 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)の確認を受け、教育・保育等の提供をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

- 供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるところにより、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等の内容及び教育・保育等を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもが適切かつ円滑に教育・保育等を受けるための機会を確保するため公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。(以下同じ。)を、教育・保育等を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県事務に報告しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後五ヶ月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他の内閣府令で定める事項をいふ。以下この条及び第六十二条第三項第二号において同じ。)を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県事務に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容(特定教育・保育施設設置者等経営情報にあつては、職員の待遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもが適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するため公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項に限る。)を公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育等情報又は特定教育・保育施設設置者等経営情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 7 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対し前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第六項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 9 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育等を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもが適切かつ円滑に教育・保育等を受けさせる機会に資するため、教育・保育等の質及び教育・保育等を担当する職員に関する情報(教育・保育等情報に該当するものと除く。)であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。
- (特定子ども・子育て支援施設等の責務)
- 第五十八条の二** 第三十条の十一第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、市町村長が行う。
- 2 特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。
- 3 学校就学前子どもが適切かつ円滑に教育・保育等を受けさせられる機会に資するため、教育・保育等の質及び教育・保育等を担当する職員に関する情報(教育・保育等情報に該当するものと除く。)であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。
- 4 特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。
- 5 学校就学前子どもが適切かつ円滑に教育・保育等を受けさせられる機会に資するため、教育・保育等の質及び教育・保育等を担当する職員に関する情報(教育・保育等情報に該当するものと除く。)であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。
2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第五十八条の四 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園が同項の規定により都道府県(指定都市等所在認定こども園)(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するもの)を除く)については、当該指定都市等。以下この号において同じ)の条例で定める要件

(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る)、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る)、又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る)。

二 幼稚園 設置基準(幼稚園に係るものに限る)。

三 特別支援学校 設置基準(特別支援学校に係るものに限る)。

四 第七条第十項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五 第七条第十項第五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

六 第七条第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準(第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という)。

七 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

八 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

九 第七条第十項第九号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準(第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」という)。

10 第七条第十項第十号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

11 第七条第十項第十一号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

12 第七条第十項第十二号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

13 第七条第十項第十三号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

14 第七条第十項第十四号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

15 第七条第十項第十五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

16 第七条第十項第十六号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

17 第七条第十項第十七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

18 第七条第十項第十八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

19 第七条第十項第十九号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

20 第七条第十項第二十号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

21 第七条第十項第二十一号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

22 第七条第十項第二十二号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

23 第七条第十項第二十三号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

24 第七条第十項第二十四号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

25 第七条第十項第二十五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

26 第七条第十項第二十六号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

27 第七条第十項第二十七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

28 第七条第十項第二十八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

29 第七条第十項第二十九号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

30 第七条第十項第三十号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

31 第七条第十項第三十一号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

定子ども・子育て支援提供者であつた者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であつた者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であつた者等」という)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対する質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く)以下この号において同じ)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

二 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る)に従つて施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行つていい場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行つていい場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

二 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む)次項及び第六項において同じ))が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る)に従つて施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていいないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

三 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く)は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く)が一時預かり事業基準に従つて施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第二項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

二 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができ

る。

三 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

四 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く)の区分

第五十八条の七 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、特定子ども・子育て支援提供者その他の子ども・子育て支援提供者による前条第二項に規定する便宜の提供について準用する。(報告微収及び立入検査)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特

に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

一 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

二 第七条第十項第四号に掲げる施設（指定都市等所在届出保育施設を除く。）当該施設に係る児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出

三 第七条第十項第五号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定

イ 認定こども園（指定都市等所在認定こども園を除く。）当該施設に係る認定こども園法第十七条第一項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定

ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可

四 第七条第十項第六号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるもの）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出

五 第七条第十項第七号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるもの）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定による届出（確認の取消し等）

（確認の取消し等）当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定による届出

第五十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第七条第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定子ども・子育て支援提供者（第七条第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。

四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従つて施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。

五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十一第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとされるまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

（公示）

二 前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援を提供する施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準する日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

（都道府県知事に対する協力要請）

第五十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

一 第三十条の十一第一項の確認をしたとき。

二 第五十八条の六第一項の規定による第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

三 前条第一項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（都道府県知事に対する協力要請）

第五十九条 市町村は、第三十条の十一第一項及び第五十八条の八から第五十八条の十までに規定する事務の執行及び権限の行使に關し、都道府県知事に對し、必要な協力を求めることができる。

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条の十二 市町村は、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者が、確實に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二 教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付

認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。）を受けた場合における日用品・文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。）を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他の者による同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する

要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する一時預かり事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する病児保育事業

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

十四 母子保健法第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業

第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものとの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 政府は、子どもを養育する者の出生後休業（子どもを養育するための休業をいう。）の取得及び育児時短就業（子どもを養育するために所定労働時間を短縮して就業することをいう。）を促進するため、仕事・子育て両立支援事業として、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を行うものとする。

3 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業（前項に規定するものを除く。）の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

第四章の三 働き方等の多様化に対応した子育て支援事業

第五十九条の三 政府は、子どもを養育する者の働き方及び生活様式の多様化を踏まえ、仕事・子育て両立支援事業の対象とならない者の子育てに対する支援の充実を図るために、働き方等の多様化に応じた子育て支援事業として、一歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対して経済的支援を行うものとする。

2 前項の経済的支援は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十八条の三の定めるところによる。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業、仕事・子育て両立支援事業及び働くことによる。

き方等の多様化に対応した子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制その他の教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業、仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たつて参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

六 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

四 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

四 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

- 六 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対する行為される保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 6 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これら的事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他の子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- （都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）
- 第六十二条** 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）
- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

- 四 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
- 五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のため講ずる措置に関する事項
- 六 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対する行為される保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 7 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 三 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 二 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならぬ。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- （都道府県知事の助言等）
- 第六十三条** 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- （国の援助）
- 第六十四条** 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第六十五条** 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
- （市町村の支弁）
- 第一章 費用の支弁等**
- 一 妊婦支援給付金の支給に要する費用
- 2 内閣総理大臣は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第六十六条** 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
- （市町村の支弁）
- 一 の二 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費及びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用
- 三 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

四、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第二号において同じ。）又は市町村が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

五、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

五の二、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に要する費用

六、地域子ども・子育て支援事業に要する費用

（都道府県の支弁）

第六十六条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一、都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二、都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用

（国の支弁）

第六十六条の二 国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する特定子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。）に係る施設等利用費の支給に要する費用は、国の支弁とする。

第六十六条の三 第六十一条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、国、都道府県その他の者が負担すべきものの算定の基礎となる額として政令で定めるところにより算定した額（以下「施設型給付費等負担対象額」という。）であつて、満三歳未満保育認定子ども（第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども）のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を含む。第六十九条第一項及び第七十条第二項において同じ。）に係るものについては、その額の五十分の一を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額（第六十七条第一項及び第六十八条第二項において「拠出金充当額」という。）を第六十九条第一項に規定する拠出金をもつて充てる。

2 全国的な事業主の団体は、前項の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（妊婦支援給付金等支給費用への国等の交付金の充当）
第六十六条の四 第六十一条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用については、その全額につき、第六十八条第一項の規定による国からの交付金をもつて充てる。

2 第六十一条の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用については、その八分の一に相当する額につき次条第三項の規定による国からの交付金を、四分の三に相当する額につき第六十八条第四項の規定による国からの交付金をもつて充てるものとし、当該費用の八分の一に相当する額を市町村が負担する。

（都道府県の負担等）

第六十七条 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する

同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の四分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため、当該額を交付する。

2 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する

号の二に掲げる費用の八分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため、当該額を交付する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用の額の八分の一に相当する額を負担するものとし、市町村に対し、当該費用に充当させるため、当該額を交付する。

（地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県の交付金）
第六十七条の二 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充当させるため、当該費用の全額に相当する額を交付する。

（国から市町村に対する交付金の交付等）
第六十八条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第一号に掲げる費用に充当させるため、第七十一条の三第一項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資として、当該費用の全額に相当する額を交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、施設型給付費等負担対象額から拠出金充当額を控除した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額及び拠出金充当額を合算した額を交付する。

3 国は、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用のうち、第六十七条第二項の政令で定めるところにより算定した額の二分の一を負担するものとし、市町村に対し、国が負担する額を交付する。

4 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用に充当させるため、当該費用の額の四分の三に相当する額は国が負担し、当該費用の額の二分の一に相当する額は第七十一条の三第一項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援納付金を原資とする。

（地域子ども・子育て支援事業に係る国等の交付金）
第六十八条の二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第六号に掲げる費用に充当させるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第二節 拠出金の徴収等
（拠出金の徴収及び納付義務）
第六十九条 政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十九条第一項の規定による国の交付金を充てる部分のうち、拠出金を原資とする部分に限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものに限る。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものに限る。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十八条第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第一百四十四条の三第一項に規定する团体その他同法に規定する团体で政令で定めるもの
四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一百二十六条第一項に規定する連合会その他同法に規定する团体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

（拠出金の額）
第七十条 拠出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年

法律第七十六号) 第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第一号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第二項の規定により国が交付する額(満三歳未満保育認定子どもに係るものについて国が負担する部分に限る。)、第六十八条の二の規定により国が交付する額及び児童手当法第十九条第一項の規定により国が交付する額(拠出金を原資とする部分を除く。)等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の四・〇以内において、政令で定める。

内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(拠出金の徴収方法)

第七十一条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金(以下「拠出金等」という。)の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による处分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構(以下この条において「機関」という。)に行わせるものとする。

厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認められる場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めたところにより、財務大臣に委任することができる。

財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者(次項において「納付義務者」という。)の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)を機構に行わせるものとする。

政府は、拠出金等の取立てに係る事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

法律第七十六号) 第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第一号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)に規定する育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第二条第一項に規定する育児休業又は厚生年金保険法第二十三条の三第一項に規定する産前産後休業をしている被用者について、当該育児休業若しくは休業又は当該産前産後休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあっては、当該被用者に係るものと除く。次項において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

前項の拠出金率は、拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用及び拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用の予想総額並びに仕事・子育て両立支援事業費用の予定額、賦課標準の予想総額並びに第六十八条第二項の規定により国が交付する額(満三歳未満保育認定子どもに係るものについて国が負担する部分に限る。)、第六十八条の二の規定により国が交付する額及び児童手当法第十九条第一項の規定により国が交付する額(拠出金を原資とする部分を除く。)等の予想総額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、千分の四・〇以内において、政令で定める。

内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

(拠出金の徴収方法)

第七十一条 拠出金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徴収金の例により徴収する徴収金(以下「拠出金等」という。)の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による处分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構(以下この条において「機関」という。)に行わせるものとする。

厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認められる場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めたところにより、財務大臣に委任することができる。

財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、国税庁長官に委任する。

国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金等を納付する義務を負う者(次項において「納付義務者」という。)の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところにより、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)を機構に行わせるものとする。

政府は、拠出金等の取立てに係る事務を、当該拠出金等の取立てについて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。

第一項から第八項までの規定による拠出金等の徴収並びに前項の規定による拠出金等の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

第三節 子ども・子育て支援納付金の徴収等

第一款 通則

第七十二条の二 この節において「健康保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第八号)

四 国家公務員共済組合法

五 地方公務員等共済組合法

六 私立学校教職員共済法

七 公立学校教職員共済組合、都道府県、国民健康保険組合、其済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

八 協会、健康保険組合、都道府県、国民健康保険組合、其済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

九 この節において「被用者保険等保険者」とは、健康保険者(健康保険法第八十三条第一項の規定による保険者(以下この節において「日雇保険者」という。)としての全国健康保険協会、都道府県及び国民健康保険組合を除く。)又は同法第三条第一項第八号の承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて内閣総理大臣が定めるものをいいう。

一〇 この節において「地域保険等保険者」とは、被用者保険等保険者以外の健康保険者をいう。

一一 この節において「健康保険者等」とは、健康保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下この節において「後期高齢者医療広域連合」という。)をいう。

一二 この節において「加入者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 一 健康保険法の規定による被保険者(同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。)

二 二 船員保険法の規定による被保険者

三 三 国民健康保険法の規定による被保険者

四 一〇 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

五 一〇 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

六 一〇 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)

七 一〇 又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者(健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。)

八 一〇 健康保険法第二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者の被扶養者(同法第三条第二項ただし書の承認を受けて同項に規定する日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第一百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるそれらの者の被扶養者を除く。)

九 一〇 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

一〇 一〇 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収

一二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

一九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二五 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二六 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二七 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二八 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二九 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二〇 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二一 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二二 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二三 一〇 第二款 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付義務

二四 一〇 第二款 子ども・子

四 雇用保険法第六十一条の六第三項に規定する出生後休業支援給付金及び同条第四項に規定する育児時短就業給付金の支給に要する費用

五 国民年金法第八十八条の三第三項の規定による保険料に相当する額の補填に要する費用

六 子ども・子育て支援特例公債等（第七十一条の二十七に規定する子ども・子育て支援特例公債等をいう。以下この号において同じ。）の償還金（同条に規定する借換国債を発行した場合にあつては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）、利子並びに子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関連する経費として政令で定めるもの

七 健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う。

第三款 子ども・子育て支援納付金の額等

（子ども・子育て支援納付金の額）

第七十一条の四 前条第一項の規定により各健康保険者等から毎年度徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、当該年度（以下この条において「徴収年度」という。）の当該健康保険者等に係る概算支援納付金の額とする。ただし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額を超えるときは、徴収年度の概算支援納付金の額からその超える額とその超える額に係る調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、徴収年度の前々年度の概算支援納付金の額が当該年度の確定支援納付金の額に満たないときは、徴収年度の概算支援納付金の額にその満たない額とその満たない額に係る調整金額との合計額を加算して得た額とする。

前項ただし書の調整金額は、徴収年度の前々年度における全ての健康保険者等に係る概算支援納付金の額と確定支援納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して内閣府令で定めるところにより健康保険者等ごとに算定される額とする。

（概算支援納付金）

第七十一条の五 各年度における前条の概算支援納付金の額は、次の各号に掲げる健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 当該年度における支援納付金対象費用の予定額（以下この項において「支援納付金算定対象予定額」という。）から全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額

イ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の見込数の総数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数

ロ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額（当該年度の標準報酬総額と見込ま

れる額として内閣府令で定めるところにより算定される額をいう。以下このロにおいて同

じ。）を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た数

二 地域保険等保険者（日雇保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係る加入者等の見込数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額

イ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての地域保険等保険者に係る加入者等の見込数で除して得た数

ロ 当該被用者保険等保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係る加入者等の見込数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての地域保険等保険者に係る加入者等の見込数で除して得た数

算定した全ての健康保険者に係る加入者等の見込数で除して得た数

ロ 内閣府令で定めるところにより算定した当該地域保険等保険者に係る加入者等（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある加入者等（以下このロ及び次条第一項第二号ロにおいて「十八歳未満加入者等」という。）を除く。）の見込数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した全

ての後期高齢者医療広域連合に係る加入者等を除く。）の見込数で除して得た数

三 日雇保険者としての全国健康保険協会 当該年度における支援納付金算定対象予定額から全

ての後期高齢者医療広域連合について次号に定めるところにより算定した額の総額を控除して

得た額に、当該年度における内閣府令で定めるところにより算定した日雇保険者としての全国健康保険協会に係る加入者等の見込数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数で除して得た数を乗じて得た額

四 後期高齢者医療広域連合 当該年度における支援納付金算定対象予定額に、当該年度におけるイ、ロ及びハに掲げる数を順次乗じて得た額

イ 概算後期高齢者支援納付金率

ロ 内閣府令で定めるところにより算定した当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込数で除して得た額

ハ 当該後期高齢者医療広域連合に係る所得係数

前項第一号ロの被用者保険等保険者に係る標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ各年度の当該各号に定める額を当該被用者保険等保険者の全ての加入者等について合算した額を、それぞれ内閣府令で定めるところにより補正して得た額とする。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額の総額

二 共済組合 組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の総額

三 日本私立学校振興・共済事業団 加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬額及び標準賞与額の総額

四 国民健康保険組合 組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして内閣府令で定める額

第一項第四号イの概算後期高齢者支援納付金率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 令和八年度及び令和九年度 百分の八

二 令和十年度以降の年度 内閣総理大臣が二年ごとに告示する率

三 前項第二号の内閣総理大臣が告示する率は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

一 内閣府令で定めるところにより算定した当該告示を行う年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の見込数の総数を内閣府令で定めるところにより算定した令和八年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た数に百分の八を乗じて得た数

二 前号に掲げる数に、内閣府令で定めるところにより算定した当該告示を行う年度における全ての健康保険者に係る加入者等の見込数の総数を内閣府令で定めるところにより算定した令和八年度における全ての健康保険者に係る加入者等の見込数で除して得た数に百分の九十二を乗じて得た数を加えて得た数

三 各年度における第一項第四号ハの所得係数は、内閣府令で定めるところにより算定した当該各号に掲げる健康保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 当該年度における支援納付金対象費用の額（以下この項において「支援納付金算定対象額」という。）から全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定める

ところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額

イ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての被用者保険等保険者に係る加入者等の総数

を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の総数で除して得た数

ロ 当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額（前条第二項に規定する被用者保険等保険者に係る標準報酬総額をいう。以下このロにおいて同じ。）を全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た数

二 地域保険等保険者（日雇保険者としての全国健康保険協会を除く。）当該年度における支援納付金算定対象額から全ての後期高齢者医療広域連合について第四号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度におけるイ及びロに掲げる数を順次乗じて得た額

イ 内閣府令で定めるところにより算定した全ての地域保険等保険者（日雇保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係る加入者等の総数で除して得た数

ロ 内閣府令で定めるところにより算定した該地保険等保険者に係る加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての地域保険等保険者（日雇保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係る加入者等（十八歳未満加入者等を除く。）の総数で除して得た数

三 日雇保険者としての全国健康保険協会 当該年度における支援納付金算定対象額から全ての後期高齢者医療広域連合について次号に定めるところにより算定した額の総額を控除して得た額に、当該年度における内閣府令で定めるところにより算定した日雇保険者としての全国健康保険協会に係る加入者等の数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての健康保険者に係る加入者等の総数で除して得た額

四 後期高齢者医療広域連合 当該年度における支援納付金算定対象額に、当該年度におけるイ、ロ及びハに掲げる数を順次乗じて得た額

イ 確定後期高齢者支援納付金率 ロ 内閣府令で定めるところにより算定した当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の数を内閣府令で定めるところにより算定した全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た数

ハ 当該後期高齢者医療広域連合に係る前条第五項に規定する所得係係数

2 前項第四号イの確定後期高齢者支援納付金率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 令和八年度及び令和九年度 百分の八

二 令和十年度以降の年度 内閣総理大臣が二年ごとに告示する率

3 前項第二号の内閣総理大臣が告示する率は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

二 内閣府令で定めるところにより算定した該告示を行う年度の前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数を内閣府令で定めるところにより算定した該告示を行う年度の前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の総数で除して得た数に百分の八を乗じて得た数を加えて得た数

（健康保険者等の合併等の場合における子ども・子育て支援納付金の額の特例）

第七十一条の七 合併又は分割により成立した健康保険者等、合併又は分割後存続する健康保険者等及び解散をした健康保険者等の権利義務を承継した健康保険者等に係る子ども・子育て支援納付金の算定の特例については、政令で定める。

第四款 子ども・子育て支援納付金の徴収の方法

（子ども・子育て支援納付金の通知）

第七十一条の八 内閣総理大臣は、毎年度、健康保険者等に対し、当該年度に当該健康保険者等が納付すべき子ども・子育て支援納付金の額・納付の方法及び納付すべき期限その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第七十一条の九 内閣総理大臣は、健康保険者等が、納付すべき期限までに子ども・子育て支援納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

二 前項の規定による督促は、当該健康保険者等に対し、督促状を発する方法により行う。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による督促を受けた健康保険者等がその指定期限までにその督促に係る子ども・子育て支援納付金及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、国税滞納処分の例により当該子ども・子育て支援納付金及び延滞金を徴収することができる。（延滞金）

第七十一条の十 前条第一項の規定により子ども・子育て支援納付金の納付を督促したときは、内閣総理大臣は、その督促に係る子ども・子育て支援納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、その督促に係る子ども・子育て支援納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

二 前項の場合において、子ども・子育て支援納付金の額につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる子ども・子育て支援納付金の額は、その納付のあつた子ども・子育て支援納付金の額を控除した額とする。

三 延滞金の計算において、前二項の子ども・子育て支援納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

四 前三项の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

五 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号に該当する場合にあつては、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに子ども・子育て支援納付金を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 子ども・子育て支援納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 子ども・子育て支援納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（納付の猶予）

第七十一条の十一 内閣総理大臣は、やむを得ない事情により、健康保険者等が子ども・子育て支援納付金を納付することが著しく困難であると認められるときは、内閣府令で定めるところにより、当該健康保険者等の申請に基づき、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金の額、猶予期間その他必要な事項を健康保険者等に通知しなければならない。

三 内閣総理大臣は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る子ども・子育て支援納付金につき新たに第七十一条の九第一項の規定による督促をすることができない。

（健康保険者等の報告）

第七十一条の十二 健康保険者等は、内閣総理大臣に対し、毎年度、加入者等の数その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

(報生徵収及び立入検査)

第七十一条の十三 内閣総理大臣は、子ども・子育て支援納付金の額の算定に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、健康保険者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、関係者に對し質問させ、若しくは健康保険者等の事務所その他必要な場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求がありたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五款 社会保険診療報酬支払基金による徴収事務の実施等

第七十一条の十四 支払基金による子ども・子育て支援納付金の徴収

第七十一条の十四 内閣総理大臣は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

1 第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援納付金の徴収

2 第七十一条の九第一項の規定による督促

3 第七十一条の十第一項の規定による延滞金の徴収

2 内閣総理大臣は、前項の規定により支払基金に同項各号に掲げる事務を行わせる場合は、当該事務を行わないものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支払基金に同項各号に掲げる事務の全部若しくは一部を行わせること又は支払基金に行わせていた当該事務の全部若しくは一部を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

（支払基金の業務）

第七十一条の十五 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「支援納付金関係業務」という。）を行うことができる。

1 前条第一項の規定により行うこととされた事務（以下「徴収事務」という。）を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 支払基金は、内閣総理大臣の認可を受け、支援納付金関係業務の一部を健康保険者等が加入している団体で内閣総理大臣が定めるものに委託することができる。

（業務方法書）

第七十一条の十六 支払基金は、第七十一条の十四第一項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（区分経理）

第七十一条の十七 支払基金は、支援納付金関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

（予算等の認可）

第七十一条の十八 支払基金は、第七十一条の十四第一項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表等）

第七十一条の十九 支払基金は、第七十一条の十四第二項の規定により徴収事務を行うこととされたときは、支援納付金関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（財務諸表等）

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、内閣府令で定めるところにより、これに當該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を主たる事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第七十一条の二十 支払基金は、支援納付金関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 支払基金は、支援納付金関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支払基金は、予算をもって定める金額に限り、第一項の規定による積立金を支援納付金関係業務に要する費用に充てることができる。

(余裕金の運用)

第七十一条の二十一 支払基金は、次に掲げる方法によるほか、支援納付金関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

1 国債その他内閣総理大臣が指定する有価証券の保有

2 銀行その他内閣総理大臣が指定する金融機関への預金

3 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

（報告徴収及び立入検査）

第七十一条の二十二 内閣総理大臣は、支援納付金関係業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、支払基金又は第七十一条の第四十五第二項の規定による委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、関係者に對し質問させ、若しくは支払基金若しくは受託者の事務所その他必要な場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七十一条の十三第二項及び第三項の規定により立入検査は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により、報告若しくは物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に、質問させ、若しくは立入検査をさせたときは、厚生労働大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、支払基金の理事長、理事又は監事につき支援納付金関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第十二条第二項又は第三項の規定による处分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

（監督）

第七十一条の二十三 内閣総理大臣は、支援納付金関係業務の適正かつ確実な実施を確保するため、支払基金に対し、支援納付金関係業務に關し監督上必要な命令をできる。

2 内閣総理大臣は、支払基金に對し前項の命令をしたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第七十一条の二十四 支援納付金関係業務に關する社会保険診療報酬支払基金法第九条第四項の規定の適用については、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

2 支援納付金関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。

(協議)

第七十一条の二十五 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、厚生労働大臣に協議しなければならない。

一 第七十一条の十五第二項、第七十一条の十六第一項又は第七十一条の十八の認可をしようとするとき。

二 第七十一条の十五第二項の団体を定めようとするとき。

三 第七十一条の十六第二項又は第七十一条の十九第二項若しくは第三項の内閣府令を定めようとするとき。

四 第七十一条の十九第一項の承認をしようとするとき。

五 内閣総理大臣は、第七十一条の二十一第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、財務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

第六款 子ども・子育て支援特例公債の発行等

(子ども・子育て支援特例公債の発行)

第七十一条の二十六 政府は、令和六年度から令和十年度までの各年度に限り、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にかかるらず、支援納付金対象費用の財源について

は、各年度の予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、子ども・子育て支援特別会計の負担において、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債(以下「子ども・子育て支援特例公債」という。)の発行は、各年度の翌年度の六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、翌年度の四月一日以後発行される子ども・子育て支援特例公債に係る収入は、当該各年度の歳入とする。

(子ども・子育て支援特例公債等の償還期限)

第七十一条の二十七 子ども・子育て支援特例公債等(子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特例公債に係る借換国債(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債される借換国債を含む。)をいう。第七十一条の二十九において同じ。)については、令和三十三年度までの間に償還するものとする。

(特別会計に関する法律の適用)

第七十一条の二十八 子ども・子育て支援特例公債を発行する場合における子ども・子育て支援特別会計についての特別会計に関する法律第十六条の規定の適用については、同条中「融通証券」とあるのは、「公債及び融通証券」とする。

第七款 雜則

(支援納付金対象費用に係る歳入歳出の経理)

第七十一条の二十九 支援納付金対象費用、子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還並びに子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援納付金に係る歳入歳出は、子ども・子育て支援特別会計の経理するものとする。

(子ども家庭審議会への意見聴取)

第七十一条の三十 内閣総理大臣は、第七十一条の四第二項、第七十一条の五第一項各号、第二項、第四項各号及び第五項並びに第七十一条の六第一項各号及び第三項各号の内閣府令を定めようとするときその他子ども・子育て支援納付金に関する重要な事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 第五十四条の二第二項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。

四 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

五 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

六 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

七 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関する必要な事項は、市町村の条例で定める。

八 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

九 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関する、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

一〇 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

一一 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

第八章 雜則

(時効)

第七十三条 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付を受ける権利並びに拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他のこの法律の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付の支給に関する处分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金等及び子ども・子育て支援納付金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は催促は、時効の更新の効力を有する。

(期間の計算)
第七十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(審査請求)

第七十五条 第七十一条第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する处分に不服がある者は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

2 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

(権限の委任)

第七十六条 内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)をこども家庭庁長官に委任する。

2 こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

(実施規定)

第七十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

第七十七条の二 第七十二条の二 第七十二条の二 第七十二条の二
第七十一条の十三第一項若しくは第七十二条の二第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

下この条において同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

は提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人

第八十条の二 次の各号のいずれかに該当する支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認

第八十一条 第七十七条の二第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。以
て第七十五条第二項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
第八十二条 第五十五条第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

くは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第二十三条第二項若しくは第四項、第二十四条第二項又は第三十条の十八
くは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する
規定を設けることができる。

(施丁期一日)
第1回の料金に、この料金の10%を追加する規定を設けることとする。
（2）受取人に対する料金の支拂いの方法
（3）料金の支拂いの方法

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税

法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、

附
目

機関」という。)の意見を聞く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。)、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。)及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関(次号において「都道府県合議制機関」という。)の意見を聞く部分に限る。)に係る部分を除く。)及び第十三条の規定(公布の日)。

二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手續(市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。)、第六十二条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聞く部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定(公布の日)。

三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行日の属する年の翌年の四月一日までの間ににおいて政令で定める日

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の政令で定める日

(検討等)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育等その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の待遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育等その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育等その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

(保育の需要及び供給の状況の把握)

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るために基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

第五条 削除
(保育所に係る委託費の支払等)

所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第三十三条第一項及び第二項並びに第四十二条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第二十八条第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十三条の三第一項の規定は適用しない。

3 第二項の場合における保育認定子どもに係る保育費用(昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用をこれらの人から徴収した子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの人から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもとの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

5 前項の規定による徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもに係る保育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

6 第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分ができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 第四項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定教育・保育施設に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の規定による改正前の認定こども園法第七条第一項に規定する認定こども園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)、幼稚園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六条の規定による改正前の児童福祉法(次条及び附則第十条第一項において「旧児童福祉法」という。)第三十九条第一項に規定する保育所(施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)については、施行日に、第二十七条第一項の確認があつたものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(特定地域型保育事業者に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行つてゐる市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十二条第一項の確認があつたものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)

第九条 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る子どものための教育・保育給付の額は、第二十七条第三項、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額
 イ この法律の施行前の私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第九条の規定による私立幼稚園(国(国立大学法人法第一条第一項に規定する国立大学法人を含む。)、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。)の経常的経費に充てるための国の補助金の総額(以下この項において「国の補助金の総額」という。)、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給に係る支給認定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

ロ 当該特定教育・保育に要した費用の額から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

口 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額とイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

二 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特定教育・保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額
 (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

ロ 特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額
 (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

三 特例地域型保育給付費の支給 次のイ又はロに掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額
 (1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行つた特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参酌して市町村が定める額

の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

（2）当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参考して市町村が定める額

口 特例保育 次の（1）及び（2）に掲げる額の合計額

（1）国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行った施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額）を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

（2）当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と（1）の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参考して市町村が定める額

2 内閣総理大臣は、前項第一号イ、第一号イ（1）及びロ（1）並びに第三号イ（1）及びロ（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる費用（附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ（2）及びロ（2）に掲げる費用に係る部分を除く。）とする。

3 第一項の場合における第六十七条第一項及び第六十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「同条第二号に掲げる費用」とあるのは、「同条第二号に掲げる費用（附則第九条第一項第一号ロ、第二号イ（2）及びロ（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分を除く。）」とする。

4 都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用のうち、第一項第一号ロ、第二号イ（2）及びロ（2）並びに第三号イ（2）及びロ（2）に掲げる額に係る部分の一部を補助することができる。

（保育の需要の増大等への対応）

第十一条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るために、施行日の前日までの間、

小学校就学前子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従つて当該保育緊急確保事業を行ふものとする。

2 特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るために、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行ふものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（施行前の準備）
第十二条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令、同条第三項第一号の基準、第二十八条第一項第二号の内閣府令、同条第二項第二号及び第三号の基準、第二十九条第三項第一号の基準、第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令、同条第二項第二号から第四号までの基準、第三十四条第三項の内閣府令で定める基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）、第四十六条第三項の内閣府令で定める基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、同項第二号の内閣府令（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）、第六十条第一項の基本指針並びに附則第九条第一項第一号イ、第二号イ（1）及びロ（1）並びに第三号イ（1）及びロ（1）の基準を定めようとするときは、施行日前においても第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くことができる。

第十三条 前条に規定するもののほか、この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、第二十条の規定による支給認定の手続、第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続、第四十二条の規定による情報の提供、相談、助言、あっせん及び利用の要請（以下この条において「情報の提供等」という。）、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続、第五十四条の規定による情報の提供等、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備、第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備、第七十四条の規定による子ども・子育て会議の委員の任命に関し必要な行為その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。（政令への委任）

第十四条 保育の実施への需要が増大しているものとして内閣府令で定める要件に該当する市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、小学校就学前子ども・子育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育充実事業」という。）のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行ふことができる。

2 特定市町村以外の市町村（次項及び第四項において「事業実施市町村」という。）は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るために、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて当該保育充実事業を行ふことができる。

3 国は、保育充実事業を行つた特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育充実事業に要する費用の一部を補助することができる。

4 特定市町村又は事業実施市町村を包括する都道府県は、保育充実事業その他の保育の需要に応ずるための特定市町村又は事業実施市町村の取組を支援するため、小学校就学前子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るために、市町村の区域を超えた広域的な見地から調整が必要なもの又は特に専門性の高いものについて協議するため、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県、当該特定市町村又は事業実施市町村その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

5 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議しなければならない。

第十四条の二 政府は、令和三年十月一日から令和九年三月三十一日までの間、子育て・両立支援事業として、第五十九条の二第一項及び第二項に規定するもののほか、その雇用する労働者に係る育児休業の取得の促進その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようによ

るために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付)

第十五条 国は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)次項及び附則第二十二条において「平成三十一年改正法」という。の施行により地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用についての負担が増大すること並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行による地方公共団体の地方消費税及び地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。)の増収見込額(次項において「地方消費税増収見込額」という。)が平成三十一年度において平成三十一年度の規定の各年度に比して過小であることに對処するため、平成三十一年度に限り、都道府県及び市町村に對して、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する。

2 子ども・子育て支援臨時交付金の総額は、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用の状況並びに同年度における地方消費税増収見込額の状況を勘案して予算で定める額(次項及び附則第二十二条第二項において「子ども・子育て支援臨時交付金総額」という。)とする。

3 各都道府県又は各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、子ども・子育て支援臨時交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県又は各市町村に係る費用に掲げる額の合算額により按分した額とする。

一 平成三十一年度における子ども・子育て支援給付に要する費用(教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。)のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定める費用を算定するところにより算定した額

二 平成三十一年度における地域子ども・子育て支援事業に要する費用(施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として総務省令で定める費用に限る。)のうち、各都道府県又は各市町村が負担すべき費用に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定の時期等)

第十六条 総務大臣は、前条第三項の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を、平成三十二年三月中に決定し、これを当該都道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の交付時期)

第十七条 子ども・子育て支援臨時交付金は、平成三十二年三月に交付する。

(子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならぬ。

(子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料の提出等)

第十九条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

(子ども・子育て支援臨時交付金の使途)

第二十条 都道府県及び市町村は、交付を受けた子ども・子育て支援臨時交付金の額を、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるものとする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計における子ども・子育て支援臨時交付金の経理等)

第二十一条 子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する経理は、平成三十一年度に限り、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号。以下この条において「特別会計法」という。)

第二十二条の規定にかかるわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「交付税特別会計」という。)において行うものとする。

2 子ども・子育て支援臨時交付金総額は、特別会計法第六条の規定にかかるわらず、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 特別会計法第二十三条及び附則第十二条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は平成三十一年度における交付税特別会計の歳入とし、子ども・子育て支援臨時交付金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。

(基準財政需要額の算定方法の特例)

第二十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十条第三十三号に掲げる経費のうち、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に要する費用については、同法第十二条の二の規定にかかるわらず、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は各市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

(事務の区分)

第二十四条 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)

第二十五条 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(支援納付金対象費用に関する経過措置)

第二十六条 令和六年十月一日から令和八年九月三十日までの間ににおいて第六章第三節の規定を適用する場合における支援納付金対象費用は、第七十二条の三第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間 第七十二条の三第一項第三号及び第六号に掲げる費用

二 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間 第七十二条の三第一項第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる費用

三 令和八年四月一日から令和八年九月三十日までの期間 第七十二条の三第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる費用

(延滞金の割合の特例)

第二十七条 延滞税特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・二ペーセントの割合に満たない年における第七十二条の十第一項の延滞金の割合は、当分の間、同項の規定にかかるわらず、当該延滞税特例基準割合に年七・三ペーセントを加算した割合とする。

(令和六年度における支援納付金対象費用に係る歳入歳出の経理等に関する経過措置)

九の規定の適用については、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九中「子ども・子育て支援特別会計」とあるのは、「年金特別会計」とする。

(地域子ども・子育て支援事業に関する経過措置)

第二十九条 令和七年度における第五十九条の規定の適用については、同条中「掲げる事業」とあるのは、「掲げる事業及び児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業」とする。

(令和七年度における国から市町村に対する交付金の特例)

第三十条 令和七年度における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「第七十一条の二第三項の規定により国が徴収する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金」と十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行収入金とする。

(令和八年度から令和十年度までの間ににおける国から市町村に対する交付金の特例)

第三十一条 令和八年度から令和十年度までの間における第六十八条第一項及び第四項の規定の適用については、これららの規定中「子ども・子育て支援納付金」とあるのは、「子ども・子育て支援納付金」とする。

(令和八年度から令和十年度までの間ににおける子ども・子育て支援特例公債の発行収入金の特例)

(令和八年度及び令和九年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る経過措置) とする。

第三十二条 令和八年度及び令和九年度に徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、第七十一条の四第一項ただし書の規定を適用せず同項本文の規定により算定した額とする。

(令和八年度から令和十年度までの間ににおける子ども・子育て支援納付金の額の算定方法に係る特例)

（令和八年度から令和十年度までの各年度における第七十一条の四から第七十一条の六までの規定の適用については、第七十一条の五第一項第一号中「の予定額」とあるのは「の予定額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行予定期額を控除して得た額」と、第七十一条の六第一項第一号中「の額」とあるのは「の額から当該年度の第七十一条の二十六第二項に規定する子ども・子育て支援特例公債の発行額を控除して得た額」とする。）

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附则第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附则第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十六条第一項及び第一百四十四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定（私立学校教職員共済法第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四条中協定実施特例法第八条

第三項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条まで、第六十二条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定（その他の経過措置の政令への委任）

第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 （平成二四年八月二二日法律第六三号） 抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任） 第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六三号） 抄

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任） 第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとみむ。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
(政令への委任)

4 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
(平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
(平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、平成二九年一月二十四日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(平成二八年一二月二六日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
(平成二九年四月二六日法律第二五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

の法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下の項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(附則 (平成一九年六月一日法律第四五号))

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

(附則 (平成一九年六月二日法律第五二号))

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第三百六十七条の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

四 第二条、第三条（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第四条（子ども・子育て支援法第三十一条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る。）及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成三十一年四月一日

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の子ども・子育て支援法（以下この条において「旧支援法」という。）第三十一条第三項（旧支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定によりされている協議の申出は、第四条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条において「新支援法」という。）第三十一条第三項（新支援法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第三項の規定によりされた届出とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）
第五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
附則 第一条（令和元年五月一七日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定（別表第一の九十四の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。（施行前の準備）

第二条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、この法律による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新法」という。）第三十条の五の規定による同条第一項の認定の手続、新法第五十八条の二の規定による新法第三十条の十一第一項の確認の手續その他の行為は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

第三条 この法律の施行の際現に存する新法第七条第十項第二号に規定する幼稚園又は同項第三号に規定する特別支援学校については、施行日に、新法第三十条の十一第一項の確認があつたもの（特定子ども・子育て支援施設等に関する経過措置）

とみなす。ただし、当該幼稚園又は特別支援学校の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

（児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置）

第四条 子ども・子育て支援法第八条に規定する施設に関する経過措置
十二年三月三十一日までの間は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたもの並びに子ども・子育て支援法第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を除く。）であつて同号の基準を満たしていないもののうち、当該施設がなければ当該施設が所在する特定教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める同条第二項第一号に定める区域をいう。）における保育の提供体制を確保することができないと認められるものとして都道府県知事が指定するものを子ども・子育て支援法第七条第十項第四号に掲げる施設とみなして、同法（第五十八条の四第一項（第四号に係る部分に限る。）、第五十八条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第五十八条の十第一項（第三号に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）
附則 第一条（令和二年六月一〇日法律第四一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定（公布の日（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する地域型保育事業所をいう。以下この条において同じ。）について他市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村以外の市町村の長による確認（同法第二十九条第一項の確認をいう。第一号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を受けている場合には、当該他市町村確認は、次の各号に掲げる当該地域型保育事業所の区分に応じ、当該各号に定める日に、その効力を失う。

一 所在市町村確認（地域型保育事業所の所在地の市町村の長による確認をいう。以下この条において同じ。）を受けている地域型保育事業所 この法律の施行の日（以下この条から附則第四条までにおいて「施行日」という。）

二 所在市町村確認を受けていない地域型保育事業所 施行日から起算して三月を経過した日前の規定にかかるわらず、同項第二号に掲げる地域型保育事業所について同号に定める日前に所在市町村確認がされたときは、当該地域型保育事業所に係る他市町村確認は、当該所在市町村確認がされた日に、その効力を失う。

第一項第二号に掲げる地域型保育事業所が受けている他市町村確認の効力については、同号に定める日（前項の場合にあっては、同項に規定する所在市町村確認がされた日）の前日までの間、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年五月一八日法律第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども・子育て支援法附則第十四条の次に一条を加える改正規定 令和三年十月一日

（検討） 政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日） この法律は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年六月一二日法律第七六号）抄

（施行期日） 附 則（令和四年六月一二日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

（廃止等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の行為とは、通知その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

（廃止等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の行為とは、通知その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一二日法律第七六号）抄

（施行期日） 附 則（令和四年六月一二日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定

（施行期日） 附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

（施行期日） 附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七条及び第二十条の規定

（廃止等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指

定その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の行為とは、通知その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

（廃止等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指

定その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の行為とは、通知その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一二日法律第七六号）抄

（施行期日） 附 則（令和四年六月一二日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中子ども・子育て支援法の目次の改正規定（第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）／第三節 妊婦のための支援給付／第一款 通則（第十条の二—第十条の七）／第二款 妊婦給付認定等（第十条の八—第十条の十一）／第三款 妊婦支援給付金の支給（第十条の十二—第十三条の十五）／に、「第三節」を「第四節」に、「第四節」を「第五節」に改める部分に限り、「同法第八条の改正規定（「子どものための現金給付」の下に、「妊娠のための支援給付」を加える部分に限る。）」同法第三十条の三の改正規定、同法第二章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十二条第三項の改正規定、同法第十三条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第二項及び第三項を削る改正規定、同法第十四条（見出しが含まれる。）の改正規定、同法第十五条第三項を削る改正規定、同法第十七条及び第十八条の改正規定、同法第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に一節を加える改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第五十六条の見出しの改正規定、同法第五項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第五十九条の二の改正規定、同法第六十二条第三項第二号の改正規定（「教育・保育情報」を「教育・保育等情報」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の改正規定（同条第五号の次に一号を加える改正規定を除く。）、同法第六十六条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十七条第一項及び第二項の改正規定、同法第六十八条（見出しが含まれる。）の改正規定、同条第三項を削る改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。）、同法第六十九条第一項の改正規定（同項）を「第五十九条の二第二項に規定する事業に係るもの（罰則の適用に関する経過措置）」に改める部分に限る。）、同法第七十条第二項の改正規定（第六十

附 則（令和四年六月一二日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七条及び第二十条の規定

（廃止等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指

定その他の行為は、通知その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。

（廃止等に関する経過措置）

第一条第一項」を「第六十八條第二項」に、「千分の四・五」を「千分の四・〇」に改める部分に限る。）、同法第七十三条第一項の改正規定（「子どものための教育・保育給付」を「妊娠のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「子どものための教育・保育給付」を「妊娠のための支援給付、子どものための教育・保育給付」に改める部分に限る。）、同法第八十二条第一項の改正規定（第三十条の三）の下に「及び第三十条の十三」を加える部分を除く。）、同法附則第九条第三項の改正規定、同法附則第十四条の二の改正規定並びに同法附則に八条を加える改正規定（同法附則第二十九条及び第三十条に係る部分に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定

イ 第一条中子ども・子育て支援法の目次の改正規定（第四章の一 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）を「第四章の一 仕事・子育て両立支援事業（第五十九条の二）／第四章の三 働き方等の多様化に対応した子育て支援事業（第五十九条の三）」に改める部分に限る。）、同法第五十九条の二の次に一章を加える改正規定、同法第六十条第一項の改正規定（及び仕事・子育て両立支援事業）を「仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める部分に限る。）及び同条第二項第一号の改正規定（及び仕事・子育て両立支援事業）を「仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める部分に限る。）

五 ト 第十七条及び附則第十六条から第十八条までの規定
次に掲げる規定 令和八年四月一日

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）から同条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）の前日までの間ににおける第一条の規定

イ 第一条中子ども・子育て支援法の目次の改正規定（「第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等」第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者／）を「第六節 乳児等のための支援給付／ 第一款 通則（第三十条の十二・第三十条の十三）／ 第二款 乳児等支援給付認定等（第三十条の十四ー第三十条の十九）／ 第三款 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給（第三十条の二十・第三十条の二十一）／ 第三章 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等」第一節 特定教育・保育施設・特定乳児等通園支援事業者／）に、「第三

2 のは「教育・保育の」と、「教育・保育等を」とあるのは「教育・保育を」とする。
第四号施行日から第五号施行日の前日までの間においては、第四号施行日新支援法第六十六条

款 業務管理体制の整備等（第五十五条第一項第五十七条）／第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）／を「第三款 特定乳児等通園支援事業者（第五十四条の二・第五十四条の三）／第四款 業務管理体制の整備等（第五十五条第一項第五十七条）／第五款 教育・保育等に関する情報の報告及び公表（第五十八条）／に改める部分に限る。）」、同法第七条に一項を加える改正規定、同法第八条の改正規定（「子どものための現金給付」の下に「、妊婦のための支援給付」を加える部分を除く。）、同法第二章に一節を加える改正規定、同法第三章の章名及び同章第一節の節名の改正規定、同節第四款の款名の改正規定、同款を同節第五款とする改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同節中第三款を第四款とし、第二款の次に一款を加える改正規定、同法第六十条第一項の改正規定（「及び仕事・子育て両立支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める

第三条 第四号施行日新支援法第十条の九第一項の認定を受けた者が第四号施行日前に当該認定の原因となつた妊娠と同一の妊娠を原因として令和六年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村（特別区を含む。次条第二項において同じ。）から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものの支給を受けた場合における第四号施行日新支援法第十条の十二第二項及び第三項並びに第十条の十四第一項の規定の適用については、第四号施行日新支援法第十条の十二第三項中「他の市町村から妊婦支援給付金」とあるのは「市町村から令和六年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるもの」と、「当該他の市町村から支払を受けた額」とあるのは「五万円」とする。

部分を除く。)、同条第一項第一号の改正規定(「及び仕事・子育て両立支援事業」を「仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業」に改める部分を除く。)、同項第二号の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項第二号の改正規定(「教育・保育情報」を「教育・保育等情報」に改める部分に限る。)、同法第六十五条第五号の次に一号を加える改正規定、

第四条 (乳児等のための支援給付の支給要件の認定に関する準備行為)

第一条の規定(附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。)による改正後の子ども・子育て支援法(以下この条から附則第六条までにおいて「第五号施行日新支援法」という。)第三条第五項の認定を受けようとする者は、第五号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

市町村は、前項の規定により認定の申請があると見合ひこゝ、ても、第五号施行日前に、

同法第六十七条第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条に一项を加える改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定（及び子育てのための施設等利用給付）を「子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（及び子育てのための施設等利用給付）を「子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に改める部分に限る。）、同法第七十八条の改正規定、同法第七十九条の改正規定（第五十条第一項）の下に「（第五十四条の三において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第八十一条の改正規定、同法第八十二条第一項の改正規定（「第三十条の三」）の下に「及び第三十条の十三」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法附則第二条の二及び第三条の改正規定並びに同法附則に八条を加える改正規定（同

第五条 第五号施行日新支援法第五十四条の二第二項の確認を受けようとする者は、第五号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。
市町村長（特別区の区長を含む。附則第七条第二項において同じ。）は、前項の規定により確認の申請があった場合には、第五号施行日前においても、第五号施行日新支援法第五十四条の二の規定の例により、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第五号施行日以後は、同条第一項の確認とみなす。

六 法附則第三十一条から第三十三条までに係る部分に限る。）並びに附則第六条の規定
次に掲げる規定 令和八年十月一日

(乳児等のための支援給付に関する経過措置)

第六条 第五号施行日から令和十年三月三十一日までの間における第五号施行日新支援法第三十条の二十第三項及び第三十条の二十一第二項の規定の適用については、第五号施行日新支援法第三十条の二十第三項中「十時間」とあるのは、「三時間」とする。

(年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の廃止に伴う経過措置)

第十七条 第十七条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の子ども・子育て支援勘定(以下この条及び次条において「旧子ども・子育て支援勘定」という。)の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する場合は、なお従前の例による。この場合において、旧子ども・子育て支援勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧子ども・子育て支援勘定の令和六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧子ども・子育て支援勘定に所属する積立金として積立てられたものとみなす。

4 旧子ども・子育て支援勘定に帰属する権利義務は、第四号施行日新支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金及び当該拠出金に係る附屬雑収入に係るものは年金特別会計の業務勘定に、その他のものは子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により年金特別会計の業務勘定又は子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する収入及び支出は、年金特別会計の業務勘定又は子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属するものとする。

(令和六年度の子ども・子育て支援特別公債に係る経過措置)

第十八条 第一条の規定(附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる改正規定を除く。)による改正後の子ども・子育て支援法(以下この条及び附則第四十七条において「施行日新支援法」という。)附則第二十八条の規定により読み替えて適用する施行日新支援法第七十一条の二十六の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第四十七条 政府は、この法律の施行にあわせて、令和五年十二月二十二日に閣議において決定されたこども未来戦略(次項において「こども未来戦略」という。)に基づき、社会保障負担率(一会計年度における国民経済計算の体系(国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系をいう。以下この項において同じ。)における社会保障負担の額その他内閣総理大臣が定める額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。以下この項において同じ。)の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革(同日閣議において決定された全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)(以下この項

及び第三項第一号において「改革工程」という。)の「医療・介護制度等の改革」の「加速化プラン」の実施が完了する二千二十八年度までに実施について検討する取組」に記載されたところにより検討した結果に基づいて行う取組をいう。以下の条において同じ。)の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金(施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下この条において同じ。)の導入に当たっては、次項各号に掲げる各

年度において、子ども・子育て支援納付金(当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。)を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和五年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等(改革工程の「医療・介護制度等の改革」のうち「来年度(二千二十四年度)に実施する取組」に記載された取組その他の令和五年度及び令和六年度に実施された社会保障制度に関する施策の見直し並びに全世代型社会保障制度改革等をいう。次項及び第五項において同じ。)及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保険負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

2 政府は、前項の規定の趣旨及び受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の確立を図る観点を踏まえ、加速化プラン実施策(子ども未来戦略に「加速化プラン」において実施する具体的な施策)として記載された施策をいう。以下の項及び次条において同じ。)を実施するためには、要となる費用については、全世代型社会保障制度改革等を通じた国及び地方公共団体の歳出の抑制その他の歳出の見直し、消費税法(昭和六十三年法律第八号)第一条第二項の規定により少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている消費税の収入、施行日新支援法第六十九条第一項に規定する拠出金の収入、加速化プラン実施策に係る社会保険料の収入並びに施行日新支援法第七十一条の三第一項に規定する支援納付金対象費用(第五項において「支援納付金対象費用」という。)に係る財源により賄うものとし、次の各号に掲げる各年度における子ども・子育て支援納付金(当該年度の支援納付金公費負担額に相当する部分を除いた部分に限る。)の総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を自安とするものとする。

1 令和八年度 おおむね六千億円

2 令和九年度 おおむね八千億円

3 令和十年度 おおむね一兆円

3 政府は、第一項の全世代型社会保障制度改革を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

一 改革工程において令和十年度までに実施の検討を行うこととされている取組については、当該年度までの各年度の予算編成過程において実施すべき施策の検討及び決定を行い、全世代が安心できる社会保障制度を構築し、これを次の世代に引き継ぐことを旨として、着実に進めること。

二 前号の予算編成過程における検討に当たっては、社会保障サービスの生産性の向上、質の向上及び提供体制の効率化能力に応じて全世代が支え合う仕組みの構築、高齢者の活躍促進及び健康寿命の延伸等の観点を踏まえつつ、人口動態の変化に対応し、全世代が安心できる社会保険制度を構築することを旨として、それまでに実施した取組の検証等も含め、制度、事業等の在り方について、幅広い検討を行うこと。

三 前項の規定の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体の歳出の継続的な抑制に資するものとなるようすること。

4 第一项及び第二項の「支援納付金公費負担額」とは、次の各号に掲げる額の総額をいう。

一 第二条の規定による改正後の健康保険法(附則第四十九条において「新健康保険法」という。)第百五十四条第二項の規定による国庫補助の額(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。)

二 第七条の規定(附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限る。)による改正後の国家公務員共済組合法第九十九条第二項第三号に掲げる費用のうち、同号に定める国の負担金をもつて充てる部分の額

三 第八条の規定による改正後の国民健康保険法(以下この号において「新国民健康保険法」という。)第七十条第一項の規定による国庫負担金、新国民健康保険法第七十二条第一項の規定

による調整交付金及び新国民健康保険法第七十二条の二第一項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分に限る）並びに新国民健康保険法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項、第七十二条の三の三第一項及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金並びに新国民健康保険法第七十三条第一項の規定による補助の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）⁵

四 第十一条の規定（附則第一条第五号トに掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第一百十三条第二項第二号の二に掲げる費用のうち、同号に定める地方公共団体の負担金をもって充てる部分の額

五 高齢者の医療の確保に関する法律第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に係る部分として政令で定める部分に限る。）⁵

政府は、全世代型社会保障制度改革等及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組の実施状況その他の事情を勘案し、第一項及び第二項の規定の趣旨に照らして必要があると認める場合は、支援納付金対象費用に係る施策の費用負担の在り方その他の事項について、必要な見直しを行うものとする。

（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。